



茨城労働局発表
令和3年8月31日(火)

【照会先】
茨城労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 土田 容子
地方労働衛生専門官 中島 孝紀
(直通電話)029(224)6215

令和3年度「全国労働衛生週間」を10月に実施

厚生労働省は、令和3年10月1日(金)から10月7日(木)まで、令和3年度「全国労働衛生週間」を実施します。全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で72回目になります。なお、準備期間は、9月1日(水)から30日(木)までです。(資料1)

全国労働衛生週間スローガン

「向き合おう！ ところとからだの 健康管理」

副スローガン

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

労働者の健康をめぐる状況について見ると、茨城県内における一般健康診断の有所見率は6割に達し、年々増加を続けています。また、過重労働等による健康障害の防止、職場における労働者のメンタルヘルス不調の防止、病気を抱えた労働者に対する治療と仕事の両立支援の実施、化学物質による重篤な健康障害の防止などが重要な課題となっています。

このようなことから、茨城労働局及び管下労働基準監督署では、職場での自主的な活動を推進するため、以下の取組を実施します。なお、新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言(8月20日(金)から9月12日(日)まで)が発出されているので、事業者団体等に対し感染防止対策を徹底しつつ、各事業場においては労使協力の下、全国労働衛生週間の取組を実施するよう要請しています。

別添 資料1 令和3年度全国労働衛生週間リーフレット
資料2 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
(～取組の5つのポイント～を確認しましょう!)